

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第12号

##### 大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条 ども部ほいく課第2号中「賦課徴収」の次に「並びに食事の提供に要する費用」を加え、同課第3号中「教育・保育給付の支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改め、同課第13号中「並びに特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。